

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 January 2025

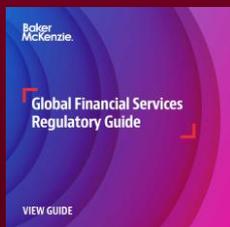
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 102

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 102 となる本号では、米国財務省が米国対外投資安全保障に関する最終規則のFAQを発表、米国財務省が利益 B に関するガイダンスを公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

台湾：台湾国税局がオフショア受託者向けの報告届出書を公表

2. 豪州

オーストラリア：AML/CTF の法的枠組みを大幅に見直す AML/CTF 改正法

3. 米州

米国：米国財務省が米国対外投資安全保障に関する最終規則の FAQ を発表

米国：米国財務省が利益 B に関するガイダンスを公表

4. 欧州

ドイツ：移転価格文書化の提出要求の改正について

オランダ：持株会社に関連する新しい VAT 関連法令の公表

ルクセンブルグ：非営利団体と財団法人に関する新しい法的枠組み

ルクセンブルグ：2025 年税法改正案の概要

EU：EU 強制労働規則が採択され、EU 官報に掲載される

5. ESG / Sustainability

EU：ドイツ連邦政府が国家循環経済戦略を採択

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、バイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



1. アジア

台湾

台湾国税局がオフショア受託者向けの報告届出書を公表

はじめに

2024年7月10日付規則¹（以下、「本規則」）に基づき、オフショア受託者は、台湾に物理的に存在するか否かに関わらず、特定の条件に当てはまる場合には、台湾国税局（National Tax Bureau、以下、「NTB」）への報告義務を果たさなければならない。NTBは最近、オフショア受託者向けの報告届出書（以下、「本届出書」）²を公表し、本規則に基づく報告義務を明確にした。

本報告書は「CFC所得計算書」というセクションを含む以下の8セクションから構成されており、台湾の受託者が使用するものとは区別されている。

- セクション I：信託財産収支明細書
- セクション II：信託財産目録
- セクション III：受益者所得明細書
- セクション IV：受益者所得明細書－国外所得編
- セクション V：受益者所得明細書－中国本土所得編
- セクション VI：私募証券投資信託受益証券譲渡届出書
- セクション VII：CFC所得計算書（個人のCFCと法人のCFCの2つの書式に分かれる）
- セクション VII：別添（下記4参照）

本届出書の概要

1. 信託財産に関連する収入及び支出の報告

本届出書は、オフショア受託者に対して財務諸表の提出を義務付けてはいないものの、セクション I は、信託に関連する全ての収入と支出の報告を義務付けている。これには、当該会計年度の収入、支出、費用、配当が含まれ、オフショアでの収入にも適用される。さらに、CFC（Controlled Foreign Company）に由来する所得も報告する必要がある。

2. 信託財産の報告

セクション II は、受託者に対して、全ての信託財産とその価額を報告することを求めている。信託財産は簿価で評価することも可能である。

3. 受益者の報告

① 一般的な受益者の報告

¹ 詳しくは、2024年8月号を参照。

² 原文は以下で閲覧可能。

<https://www.ntbt.gov.tw/multiplehtml/2370082b3cf34f5ca0165e08312ac92e>
現在は中国語版のみの公開である。英訳の提供は、弊所まで問合せされたい。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



セクション III には、受益者のリストと、当該会計年度中に発生した信託財産に帰属する台湾国内源泉所得を記載する。受益者が未だ特定できない場合又は未だ存在しない場合は、"Beneficiaries Unspecified"又は"Beneficiaries Not Yet Existing"と記載する。オフショア信託は通常、台湾国内源泉所得を発生させないにもかかわらず、受益者の報告は依然として義務付けられている。

信託証書に受益者が指定されている場合と、要望書に受益者が指定されている場合とで、報告内容が異なり得る。なお、信託証書の変更も報告事項であり、変更前の信託証書と変更後の信託証書の両方を報告する必要がある。では、そのような報告が現地の法律で禁止されている場合はどうなるのか？

② CFC 所得受益者の報告

受益者が特定され確定している場合には、セクション IV において、その受益者を CFC 所得受益者として記載する。逆に、受益者が未だ特定出来ない場合又は確定しない場合は、信託の委託者を受益者として記載すべきである。

4. CFC 関連情報の報告

信託の設定者が CFC 株式を信託財産とし、当該信託がかかる株式を保有している場合、セクション VII には CFC に関する包括的な情報を記載する必要がある。これには、CFC 株式に係る会社の詳細、当該会計年度の利益、利益分配の状況、株主の詳細、受益者及び設定者と関連当事者の関係を示す構造図などが含まれる。

また、この点については、税務当局から更なる情報を要求される可能性が非常に高いことに留意が必要である。

5. 信託証書の報告

セクション VIII によると、信託証書は別添として添付されなければならない。NTB に対する口頭での問い合わせによれば、NTB がさらなる検証の必要性を確認しない限り、それ以上の追加書類の提出は不要とのことであった。

6. 信託が終了した場合、又は信託契約が当該会計年度中に変更された場合

セクション VIII は、信託が終了した場合、又は信託契約に変更があった場合、変更前後の詳細を含む関連書類を提出しなければならないと規定している。これは、報告対象年度中に信託が終了した場合や、他の受託者に譲渡された場合でも、報告義務が課されることを意味する。

信託が終了した場合、どのように報告すべきか、また受託者はどのような根拠に基づいて契約関係でカバーされていないものを報告することができるのか、また、受益者の同意は言うまでもなく、契約関係が終了した後でも、設定者の報告同意が有効かどうかとも疑問である。

報告義務不履行のリスク

台湾は共通報告基準（CRS）ネットワークの正式メンバーではないため、情報交換は二国間交渉に依存しているのが現状である。現在までのところ、このような情報交換の取り決めは、日本、英国、オーストラリアとのみ結ばれている。しかし、近年、NTB は税務調査を強化している。現在では、50%未満の株式しか保有していない場合であっても、CFC の台湾人株主に対して情報を要求することがある。要求される情報には、株主名簿、株主総会議事録、取締役名簿、財務諸表などが含まれる。つまり、オフショア受託者が報告義務を怠ったとしても、調査時に発覚するリスクがある。

未報告の信託が調査対象となった場合、どのような結果となるのか、また、報告された信託は監査を保証するものなのかについて質問する。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



最後に

本規則に該当する信託を保有するオフショア受託者は、2025年1月末までにTAX IDの登録を申請し、本届出書の提出を代理する、台湾現地の代理人を選任する必要がある。詳しくは、弊所まで問い合わせされたい。なお、2025年1月末までに報告書の提出が可能な受託者はほとんどいないと思われるため、まずは提出期限の延長を求める必要があると考えられる。

また、受託者は信託設定における委託者の当初の意図との整合性を確保し、将来的に委託者及び／又は受益者との潜在的な紛争リスクを最小化するために、報告義務の影響（何を報告するか、どのように報告するか、設定者／受益者と協議の上受託者がどのような行動をとるか）を検討する必要があると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

AML/CTFの法的枠組みを大幅に見直すAML/CTF改正法

2024年12月10日、2024年反マネーロンダリング及びテロ資金供与防止改正法（連邦法）（以下、「AML/CTF改正法」）が勅許を得た。この法律は、2006年反マネーロンダリング及びテロ資金供与防止法（連邦法）（以下、「AML/CTF法」）に重要な改正を加え、オーストラリアの反マネーロンダリング及びテロ資金供与防止（以下、「AML/CTF」）制度に大きな改革をもたらすものである。

これらの改正は、主な法制上の間隙を埋め、オーストラリアのAML/CTF制度を金融活動作業部会（FATF）が設定した国際基準により適合させることを目的としている。オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）のCEOであるブレンダン・トーマス氏は、AML/CTF改正法が「これらのギャップを埋め、現在規制されている企業の規制負担を最小限に抑える」と述べている。

これらの改正の大部分は2026年3月まで施行されないため、新たに指定サービスのカテゴリーに該当する企業や既存の報告義務者は、AML/CTF制度に準拠するためにプログラムやポリシーを見直し、更新する時間的猶予を与えられる。

1. 背景

上記AML/CTF改正法の成立前、オーストラリアは「トランシェ2」エンティティを規制していない5つの管轄区域の1つであった。2015年、FATFは不動産専門家、専門サービス提供者、貴金属及び宝石のディーラーなどの「高リスク」サービスなどの、「トランシェ2」エンティティの規制の欠如を指摘し、オーストラリアが国際的なAML/CTF基準を遵守していないことを批判した。この規制の欠如が、2016年のオーストラリアAML/CTF制度の法定レビューで確認され、AML/CTF改正法に繋がったものである。

AML/CTF改正法は、以下の3つの主要な目的を達成することを目指すものである。

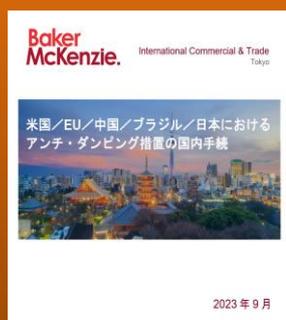
- ① 現行のAML/CTF制度の範囲外にある不動産専門家、弁護士、会計士、信託及び会社サービス提供者、貴金属及び宝石のディーラーなどの特定の「高リスク」サービス又は「トランシェ2エンティティ」を含むようにAML/CTF制度の対象範囲を拡大すること

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税賦課の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- ② 効率性を向上し、企業による義務の遵守のために明確性を確保するためにAML/CTF 制度を簡素化すること
- ③ 現代のビジネス構造、技術、及び不正資金調達方法を反映するように制度を更新すること

2. AML/CTF 改正法の主な改正点

主要な改正点及びそのスケジュールは以下の通りである。

規定	規定の概要	日付／詳細
スケジュール1－AML/CTF プログラムと事業グループ	報告エンティティの枠組みを確立し、「報告グループ」を構成するエンティティを定義。報告エンティティがAML/CTF プログラムを維持し、遵守するための概要と要件を提供する。報告エンティティは、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを特定する評価を実施する必要がある。改正は、AML/CTF プログラムに関連する導入、遵守、及び記録保持の要件も規定する。	2026年3月31日
スケジュール2－顧客デューデリジェンス	報告エンティティが初期及び継続的な顧客デューデリジェンスを実施する際に従うべき要件とプロセスを明確化。	2026年3月31日
スケジュール3－追加の高リスクサービスの規制	AML/CTF 法を拡大し、不動産専門家、貴金属及び宝石のディーラー、専門サービス提供者などの新しい指定サービス、「高リスク」サービス又は「トランシェ2」エンティティを含める。	2026年3月31日
スケジュール4－法律専門家特権	AML/CTF 目的のために必要な情報が法律専門家の特権の対象となり得る場合の取り扱いについて明確化。	2026年7月1日
スケジュール5－情報漏洩罪及び外国の国又は機関へのAUSTRAC情報の開示	エンティティが顧客に対してその行動に関する疑いを「漏洩」することを防止する現行の規定を改訂。情報の開示が調査を妨げる可能性がある場合に情報の開示を防止することに焦点を当てる。情報を適切に開示し得る場合の2つの例外を規定。	スケジュール5、項目1は2026年3月31日に開始。スケジュール5、項目2は2025年3月31日に開始。スケジュール5、パート1第2部は2026年3月31日に開始。スケジュール5、パート2はスケジュール5、項目2の開始と2024年情報サービス法改正法のスケジュール1、項目94の開始直後のいずれか遅い方に開始。
スケジュール6－仮想通貨に関連するサービス	「デジタル通貨」という用語を「仮想通貨」に置き換え、AML/CTF 法を仮想通貨関連サービスに拡大。仮想通貨の定義を、より広範な「仮想通貨」を含むように改訂。	スケジュール6、パート1は2026年3月31日に開始。スケジュール6、パート2はスケジュール6、パート1の開始と2024年犯罪及びその他の立法改正（オムニバス第1号）法のスケジュール2の開始直後のいずれか遅い方に開始。
スケジュール7－無記名譲渡可能証券の定義	「無記名譲渡可能証券」の定義を明確化。	2026年7月1日

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



スケジュール 8 – 価値の移転及び国際価値移転サービス	電信送金、送金及び仮想通貨の移転に関する規制の用語と概念を簡素化。国際資金移転指示報告制度を改正。	2026年3月31日
スケジュール 9 – 権限と定義	AUSTRAC が執行決定及び情報収集目的で情報及び文書を取得することを可能にする新しい情報収集権限を規定。	スケジュール 9、パート 1 からパート 3 は 2025 年 1 月 7 日に開始。スケジュール 9、パート 4 はスケジュール 9、パート 1 からパート 3 の開始と 2024 年情報サービス法改正法のスケジュール 1、項目 94 の開始直後のいずれか遅い方に開始。
スケジュール 10 – 免除	特定の AML/CTF 義務に対する例外を AML/CTF 規則から AML/CTF 法に移し、指定サービスからの適切な免除に対する議会の監視を強化。	2026年3月31日
スケジュール 11 – 1988 年金融取引報告法の廃止	1988 年金融取引報告法（Cth）を完全に廃止。	2025年1月7日
スケジュール 12 – 移行規則	AML/CTF 法の改正に関連する移行規則を立法手段を通じて大臣が制定可能にする。AML/CTF 法の施行から 4 年以内に制定された規則が主要な AML/CTF 法の運用を改正できる条項も含む。	2025年1月7日

3. 今後の対応

法の大幅な改正により、報告義務者は AML/CTF 法の改正を見直し、自社のビジネスにどのような影響があるかを検討し、AML/CTF 制度に基づく義務を適切に遵守するために新しい方針やプロセスが必要かどうかを考慮する必要がある。

AUSTRAC は、報告義務者が報告義務を明確に理解し、遵守できるようにするために、業界代表者と密接に協力して教育とガイダンスを準備していると報告している。AML/CTF 改正法の発表以来、AUSTRAC は提案された新しい AML/CTF 規則（「規則」）の開発に関する最初の公開協議を開始し、業界からの規則及び協議文書に関するフィードバックを求めている。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

米国財務省が米国対外投資安全保障に関する最終規則の FAQ を発表

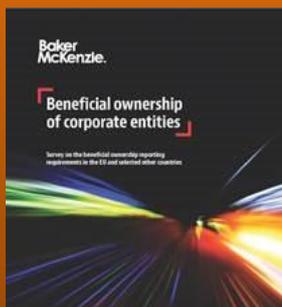
米国財務省は、米国政府の対外投資安全保障プログラム（以下、「対外投資規則」）を定めた 2024 年 11 月 17 日付の最終規則に関するガイダンスを提供する、35 個の新たな質問及び回答（以下、「FAQ」）を、2024 年 12 月 13 日に公表した。2025 年 1 月 2 日に発効したこの対外投資規則は、2023 年

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



8月9日のバイデン前大統領による大統領令 14105 号が求めた対外投資コンプライアンス態勢を実施するものである。

対外投資規則は、米国人（US Persons）による、又は状況により米国人が指示する、特定の技術カテゴリー（半導体、マイクロエレクトロニクス、量子情報技術及び人工知能などを含む）に関係する中国企業への投資に適用される。対外投資規則は、資本取得、潜在的資本持分の資本持分への転換、合併、リミテッド・パートナーによる特定の持分取得、米国人による特定のデット・ファイナンス取引、特定のグリーンフィールド投資及びブラウンフィールド投資など、幅広い種類の取引を対象とする。対外投資規則に関しては弊所 US オフィスのブログでも過去に取り上げており、最終規則の詳細に関しては[こちら](#)を、規則作成先行公示（ANPRM）に関しては[こちら](#)を、規則制定案告示（NPRM）に関しては[こちら](#)を参照されたい。

対外投資規則 FAQ の概要

米国財務省が公表した FAQ では、用語の定義、対象となる取引の例、通知が必要な取引及び禁止される取引など、対外投資規則の重要な要素について言及している。FAQ はまた、デューデリジェンス、例外取引、及び国益免除など、対外取引規則を遵守するために必要な具体的な問題についてのガイダンスも提供している。

• 米国人デューデリジェンス

対外投資規則において、米国人は、その支配下にある外国事業体が行う取引も含め、潜在的な取引についてデューデリジェンスを行うことが求められる。具体的には、米国人は、その支配下にある外国事業体が米国人であったとすれば禁止されるような取引に関与することを禁止及び防止するために、「あらゆる合理的な措置」（all reasonable steps）を講じることが求められる。FAQ#24 によれば、当該措置として以下が挙げられている。

- ① 米国人とその支配下にある外国事業体との間で、対外投資規則の適用可能性と要求事項を定める契約上の文言
- ② 支配下にある外国事業体に対する米国人によるガバナンス／株主権（該当する場合）
- ③ 米国人及びその支配下にある外国事業体による、対外投資規則を遵守するための定期的な研修及び内部報告
- ④ 米国人及びその支配下にある外国事業体による、内部ポリシー、手続又はガイドラインの内部での定期的な見直しを含む、適切かつ文書化された内部コンプライアンス管理
- ⑤ 内部ポリシー、手続又はガイドラインに対する文書化された監査手続

FAQ#25 はさらに、適用される認識基準の下での「合理的かつ真摯な調査」（reasonable and diligent inquiry）は、関連する事実及び状況の総合的評価に基づいて決定されると定めており、これには連邦規則集第 31 編 850.104

(c) に規定されている要因が含まれる。当該取引の時点で、米国人が当該取引を規制対象取引と判断するに足る事実を有していない場合、取引を進めることは妨げられない。しかしながら、米国財務省は、米国人が取引前にしっかりとしたデューデリジェンスを行い、その中で当該取引に関する認識や文書を入手する努力をすることを期待している（FAQ#26）。

• 例外取引

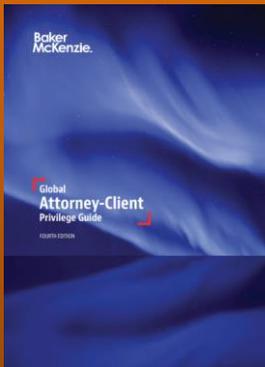
FAQ#29 及び#30 は、例外となる企業グループ内取引の例と、例外となるシングルシート・デット・ファイナンスの例を示す。

「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド (無料) をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



• 国益免除

国外投資規則は「国益免除」(national interest exemption)を定めており、財務長官は、商務長官、国務長官及び関係省庁の長との協議の上、適切と認めるときは、当該取引が米国の国益に適うとして、当該取引の禁止又は通知義務を免除することができる。FAQ#31は、米国人が、米国財務省に対し、自己又は自己の支配下にある海外事業体の代理人として、当該取引が国益免除の例外に該当するかどうかの審査を求めることができると規定している。審査は関連するあらゆる事実及び状況を総合的に判断して行われ、免除は例外的な場合にのみ認められることが予想される。国益免除を申請する際の考慮要素やガイドラインは米国財務省により公表されており、[こちら](#)で確認することができる。米国財務省の国益免除の該当性判断における考慮事項の例としては、とりわけ以下が挙げられる。

- ① 当該取引の、米国の重要なサプライチェーン又は重要なインフラのニーズに対する潜在的影響
- ② 予想される国防需要に対する米国内の生産ニーズ
- ③ 米国の国家安全保障に影響のある分野における米国の世界的な技術的リーダーシップ
- ④ 当該取引を禁止することによる米国の国家安全保障への影響

[最初のページに戻る](#)

米国

米国財務省が利益 B に関するガイダンスを公表

はじめに

2024年12月18日(木)、米国内国歳入庁(以下、「IRS」)は2025年1月21日付で内国歳入公報に掲載される通達2025-04(以下、「利益 B 通達」)を公表した。

概要

米国財務省が年内にガイダンスを発行すると発表して以来、利益 B に関する通達が待ち望まれていた。納税者や税務アドバイザーは、アイルランドやオランダのガイダンスとは異なり、財務省や IRS が、インバウンドとアウトバウンドの両方の取引において、納税者に簡素で合理的なアプローチを提供することで、利益 B の可能な限り広範な適用を選択したことを前向きにとらえている。これは課税の確実性に向けた有意義な一歩であり、納税者は自らの事業に利益 B を採用することの利点を検討すべきである。

利益 B 通達では、今後提案される規則は、2024年2月19日に発行された利益 B に関する OECD 報告書とそれに続く2024年6月17日のガイダンス(以下、「OECD ガイダンス」)に沿ったものになると述べられている。またその規則案は、財務省規則§1.482に基づき、基本的なマーケティング及び卸売販売活動における関連者間取引の価格を決定するための新しい方法を規定するものである。納税者は、2025年1月1日以降に開始する課税年度について、この利益 B 通達を適用することができ、2025年3月7日までにコメントが求められている。納税者は、セーフ・ハーバーとして、適用範囲内の取引に利益 B を適用することを選択することができるが、財務省及び IRS は、納税者が利益 B を選択していない場合に IRS が利益 B を適用できるかどうか、つまり利益 B の適用を強制的なものにするべきかを検討中である。

詳細

適用範囲基準

利益 B 通達では、適用範囲内取引を行う外国親会社の米国卸売販売関連者、及び米国親会社の国外卸売販売関連者が、利益 B 通達に基づき、利益 B の適用を選択することを認めている。財務省及び IRS は、IRS が適用範囲内の取引に利益 B、つまり簡素化・合理化アプローチ（以下、「SSA」）を適用することを認めるべきかどうか検討中である。おそらく、このような規則の下では、納税者が SSA の適用を選択せず、営業利益率が、米国の販売会社であれば利益 B 通達に基づき決定された営業利益率を下回り、あるいは米国国外の販売会社であれば利益 B の営業利益率を上回る場合、IRS は SSA を適用することになるとと思われる。財務省は、この点について特にコメントを求めている。

金額 B の通達は、有形財の卸売販売業者（以下、「適格取引」）への SSA の適用を認めており、予想通り、デジタル財への適用拡大は行っていない。適格取引が、(a) 卸売販売業者が米国の販売業者である場合、又は (b) 卸売販売業者の所在する国が SSA を採用していない場合、営業費用対売上高の上限基準である 30% を満たす場合には適用範囲内とし、卸売販売業者が米国以外の販売業者であり、かつその卸売販売業者の所在する国が SSA を適用している場合、その上限は、その販売業者所在地国の法令が定める上限となるが、20% 以上 30% 以下としている。

販売業者所在地国が SSA を採用していないにもかかわらず、米国の納税者が SSA を選択した場合、あるいは、IRS が強制的に SSA を適用することを将来のガイダンスが支持するような場合には、二重課税の可能性が残る。このような状況は、例えば、オランダやアイルランドで起こりうる可能性がある。なぜなら、両国は OECD ガイダンスに従って、利益 B を対象国に対してのみ採用しており、米国は採用していないからである。

SSA 適用の選択

SSA の適用を選択する納税者は、取引ごとに選択したことを届け出なければならない。この選択は課税年度ごとに更新する必要がある。納税申告書に添付する書類には、「SSA 適用選択」と題し、以下の情報を記載する必要がある。

- 納税者が SSA の適用を選択した取引
- 各取引の基本的な説明
- 各取引に参加している事業体（該当する場合は、名称と納税者番号の両方）、及び
- 各事業体の設立地（設立地と異なる場合は居住地）

適用選択の対象となる取引を識別する目的でのみ、取引を製品、製品ライン等によりグループ分けすることができるが、それはこのようなグループ分けにより、対象となる個々の取引を列挙する非現実性を回避する一方、IRS 長官が、選択の対象となる取引と対象とならない取引を区別することが合理的に可能となる場合となる。

財務省は、すべての対象範囲内取引、対象範囲内取引のカテゴリー、又は単一の対象範囲内取引について複数年度にわたり一貫して選択を行う必要があるなど、異なる基準に基づいて選択を行う可能性を設けるべきかどうかについての意見を求めている。

選択の影響

ある課税年度において、SSA を適用することを納税者が選択したということは、SSA が財務省規則§1.482 に基づき最適な移転価格算定方法であること、また、当該課税年度において当該取引に適用される調整額を計算する際に、IRS が SSA を使用することに同意したものとみなされる。従って、一旦 SSA の適用を選択すると、納税者は、適用される法律の下で利用可能であった他の移転価格算定方法を適用することができなくなる。言い換えれば、IRS が、事実関係や財務比率の結果、価格マトリックス内で異なるリターンが得られると仮定した場合、納税者は、その立場を裏付ける最良の方法として、他の移転価格算定方法を提案することができなくなる。

OECD ガイダンスに従い、関連当事者（すなわち、販売業者、関連サプライヤ、又はいずれかの税務当局）が、財務省規則§1.482-3 (b) に規定されている内部取引を伴う独立価批准法を、SSA に代わって適用可能であることを示せた場合には、SSA は最適な算定方法ではなくなる。また、納税者が、独立価批准法の代わりに SSA 法を適用することを選択したと合理的に判断した場合、納税者は、内国歳入法 6662 条 (e) (3) (B) (i) (I)、及び財務省規則§1.6662a (2) (ii) (A) の要件を満たしているとみなされる。ここで強調されているのは「合理的に」であり、納税者が罰則を回避するためには、そのことを証明できなければならない。

利益 B 通達では、SSA は適用範囲外の取引においては、内国歳入法 482 条の特定されていない方法と規定していることは注目に値する。しかし、SSA が適用範囲外の取引に適用される場合、利益 B 通達は適用されず、納税者は SSA がこの特定の取引に最適な方法であることを通常の規則に基づいて証明しなければならない。

移転価格調整

もし IRS が対象範囲内の取引ではないと判断した場合、価格設定は通常のように財務省規則§1.482 に基づく適用可能な方法により算定されることになる。もし対象範囲内の取引につき納税者が誤った価格設定を行った場合には、利益 B 通達に基づき正しい価格設定に調整されることになる。検証対象企業の申告した売上高利益率が、利益 B 通達に基づき正しく決定されたレンジ内にある場合には、調整は行われず、その範囲外にある場合には、その課税所得は、該当するマトリックスのセルに指定された中央値の売上高利益率に調整される。

文書化要求

納税者は、(i) SSA の適用を選択した取引が適用範囲内であること、及び (ii) SSA に基づく申告を適切に計算したこと、について納税者が合理的に判断したことを証明する書類を整備し、要請があった日から 30 日以内に IRS に提出しなければならない。他の移転価格文書と同様、このような文書は、関連する年度の税務申告書を提出する時点で整備されていなければならない。

さらに、納税者は、OECD ガイダンスに詳述されているように、SSA を遵守していることを検証するために十分詳細な包括的な帳簿と記録を保持しなければならない。利益 B 通達は、これらの帳簿と記録の内容に関する詳細なガイダンスを示しており、それには SSA が適用される取引の形式的・実質的な適格性を裏付ける条項が記載された関連者間取引の契約書のコピーが含まれている。

結論

利益 B 通達は歓迎すべきガイダンスであり、財務省と IRS が利益 B の広範な適用を選択したという事実は、将来の課税の確実性を高めるものであると言える。しかし、より詳細なガイダンスが期待されており、悪魔は細部に宿っているかもしれない。関係者はこのガイダンスへのコメント提出を検討すべきかと思う。

折しも、OECD は 2024 年 12 月 19 日、OECD ガイダンスに基づき、納税者と税務当局が同様に SSA に基づく申告書を計算するのに役立つ Pricing Automation Tool を発表した。このツールの詳細については、別のアラートでお知らせする。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ドイツ

移転価格文書化の提出要求の改正について

概要

ドイツ立法府は、移転価格文書の提出義務に関する規則を改正した。新規則は 2025 年 1 月 1 日より施行され、提出義務の時期と範囲に関するものとなっている。2025 年 1 月以前に、多くの納税者は新たな税務調査の通知を受けることになるだろう。通常、税務調査の通知は 12 月に行われ、その年の時効を防ぐ。しかし、多くの場合、特定の書類や情報の提出を求める情報提供依頼書は 2025 年 1 月まで発行されないであろう。

以下の文章では、新規則の概要を簡単に説明し、最も重要な適用上の問題を明らかにする。

2025 年 1 月 1 日より施工される移転価格文書化に関する新規則

新しい移転価格文書化規則によると、今後、一部の記録は、別途の提出要求なしに提出しなければならない。その代わりに、記録の提出義務は、税務調査の通知によって自動的に発生することになる。提出しなければならない書類は以下の通りである。

- 特に提出要求がなくても税務調査の通知から 30 日以内に提出すべきもの
 - 取引マトリクス
 - 特別（通常取引と異なる）取引の文書化
 - マスターファイル（該当する場合³）
- 別途提出要求があった場合に税務調査の通知から 30 日以内に提出すべきもの
 - ローカルファイル

当初は、2025 年 1 月 1 日以降、税務調査において提出要求がなくてもローカルファイルを提出しなければならないが、この規定は取り消された。

³ 多国籍企業グループに属し、前年の売上高が 1 億ユーロ以上の企業。

いつ何を提出すべきか？

以下の概要は、どの期間にどの規定が適用されるかを示している。

2025年1月1日以前の 税務調査の 場合	ローカルファイルの提出 (特別な取引がない場合)？	特別な取引の文書化の 提出？	マスターファイルの 提出？	取引マトリクスの提出？
移転価格文書化の提出要求がない場合 (ローカルファイル・マスターファイル・取引マトリクス)	提出要求があった場合のみ提出	提出要求があった場合のみ提出	提出要求があった場合のみ提出	提出要求があった場合のみ提出
移転価格文書化の提出要求がある場合	要求から60日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から60日以内の提出	必要なし
取引マトリクスの提出要求がある場合	必要なし	必要なし	必要なし	必要ないが、自発的に提出することは可能
2025年1月以降に移転価格文書化の提出要求がある場合	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出
2025年1月1日以降の 税務調査の 場合	ローカルファイルの提出 (特別な取引がない場合)？	特別な取引の文書化の 提出？	マスターファイルの 提出？	取引マトリクスの提出？
移転価格文書化・ローカルファイルの提出要求が別途ない場合	提出要求があった場合のみ提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出
移転価格文書化・ローカルファイルの提出要求がある場合	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出	要求から30日以内の提出

取引マトリクスの内容

2025年1月1日以降、いわゆる取引マトリクスが、ローカルファイルとマスターファイルという従来の2層システムを補完することになる。法律では、取引マトリクスの範囲を定義していない。原則として、文書化義務は「利益配分の文書化に関する条例 (GAufzV)」に規定されている。GAufzVはまだ新規則に適合しておらず、短期的には適合する見込みはないとのことである。今のところ、納税者は、取引マトリクスの範囲を決定するために、新法の注釈を参考に判断するしかないようである。その注釈によると、取引マトリクスには以下の情報を含める必要がある。

1. 取引の対象及び性質
2. 取引に関与する当事者 (サービス受領者とサービス提供者を特定)

3. 取引の量と報酬
4. 契約の内容
5. 適用される移転価格算定方法
6. 影響を受ける税務管轄（国）
7. 該当する税務管轄地（国）において、取引が標準課税の対象になっていないかどうか

取引マトリクスは以下の例のようになる（納税者は D GmbH）。

	取引 1	取引 2
取引の対象及び内容	受託製造業者	グループ内融資
サービス提供者	D GmbH	S BV
サービス提供者の国	ドイツ	オランダ
サービス受領者	CH AG	D GmbH
サービス受領者の国	スイス	ドイツ
取引額及び手数料（ユーロ）	1,500,000	500,000
契約の内容	受託製造契約	融資契約
移転価格算定方法	コストプラス	独立価格批准法（CUP）
標準課税の対象であるか	はい	はい

取引マトリクスの未提出及び提出遅延に対する制裁措置

2025 年 1 月 1 日以降、取引マトリクスを提出しなかった場合、少なくとも 5,000 ユーロの罰金が課される（一般税法第 162 条（4）の最初のセンテンス参照）。取引マトリクスの提出が遅れた場合、最高 100 万ユーロの罰金が課される可能性がある（最低額は 1 日あたり 100 ユーロ）。課徴金の正確な金額は税務当局の裁量による。

取るべき対応

提出期限が短縮されたことで、適時に文書を作成することがより困難になっている。移転価格文書化戦略を見直し、必要であれば調整することをお勧めする。取引マトリクス、マスターファイル、特別な取引の文書化は、税務調査の通知から 30 日以内に提出しなければならなかったため、特に注意が必要である。特別な取引の分類は複雑ですが、それを適時に文書化することは極めて重要である。当事務所では本件に関して支援している。今年、税務調査の通知が出される（又は出された）場合は、どの書類を提出する必要があるのか、またその期限をよく確認することをお勧めする。上の表は、その第一歩を踏み出す際の参考となれば幸いである。

[最初のページに戻る](#)

オランダ

持株会社に関連する新しい VAT 関連法令の公表

2024 年末、オランダ財務大臣は、持株会社の VAT 上の取扱いにかかる 2 つの新しい VAT 関連法令（以下、「新法令」）を公表した。これらの新法令は 2025 年 7 月 1 日に発効する。

株式取引に関する取扱い

第一の新法令は、株式取引に関する現在の政策を改正するものである。

一般的に、単に株式を保有して譲渡する持株会社は、VATの対象となる事業者（Entrepreneur）とはみなされない。株式に関わる取引（取得、保有、発行、譲渡など）は、持株会社が事業者としての立場でそのような取引を行う場合にのみ、VATの対象となる。

新法令は、株式の保有又は譲渡が以下に該当する場合には、VATの対象になるとしている。

- ① 持株会社が対価と引き換えに子会社の経営に「干渉」する場合（現行の法令では過半数の株式の保有が要件とされていたが、この要件は削除される）
- ② 子会社の株式が、持株会社の経済活動の必要な「拡張」といえる場合
- ③ 持株会社が、通常の事業活動の過程で株式やその他の証券を取引する場合

また、新法令では、株式の売却が仕入税額控除割合に与える影響についても規定された。即ち、株式の売却が「付随的な金融活動」に該当する場合、その結果生じた収益をVATの計算から除外できると規定された。

持株会社を対象とする新しいVATグループ化

第二の新法令は、持株会社の納税義務にかかるVATグループ化に関するものである。持株会社に関連する現在のVAT制度は、2025年7月1日をもって改正される。

新法令には、持株会社におけるVATグループ化の適用関係を含む詳細が含まれている。

一般的に、株式保有及びそれに関連する株主活動以外の事業活動を行わない持株会社は、VATの対象となる事業者として取り扱われないため、VATグループに加わることはできない。しかし、現在のVAT制度でも、子会社の管理及び方針設定活動を行う持株会社はVATグループに加わることができる。新法令では、この政策が維持され、中間持株会社にも適用されることとなる。

上記に加えて、新法令では、VATグループ化の条件（財務上の、組織上の、及び経済上の相互依存性）の解釈方法についても詳しく説明している。

最後に

新法令は、持株会社の現在のVAT上の取扱いに大きな影響を与える可能性があり、株式取引にかかるコストにも影響を与える可能性がある。したがって、企業は、新法令が自社のオランダにおけるVAT上のポジションに与える影響を評価するべきである。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルグ

非営利団体と財団法人に関する新しい法的枠組み

2024年12月4日、2023年8月7日付の非営利団体（ASBL）・財団法人に関する法律（以下、「2023年法」）の第7条及び第77条を改正する法案第8420号による法律が公布され、2024年12月13日に施行された。新法は、承認手続を廃止し、清算を伴わない行政上の解散手続をすべてのASBL及び

財団法人に拡大し、経営責任の委任ルールを明確化している。これらの変更は、統一された手順を確立することを目的としている。

また、並行して現在審議中の法案第 8447 号では、大口取引の承認メカニズムの強化や透明性要件の強化など、非営利団体の財務ガバナンスの厳格化が提案されている。ルクセンブルクの非営利団体に関する法的枠組みの近代化の大きな進展といえる。

1. ガバナンスの簡素化と行政手続の削減

新法における主な変更点は以下の通りである。

- 承認手続の即時廃止：1928 年 4 月 21 日の旧法の経過規程が適用された ASBL を含むすべての ASBL について、定款の変更等の決定事項に関する承認手続が廃止された
- 清算を伴わない行政上の解散手続の適用：すべての ASBL と財団について、合理化された行政上の解散手続が適用されている
- 委任規程の明確化：2023 年法第 7 条の重大な誤りを修正し、取締役 (*administrateur*) への経営委任のみが、総会による事前承認を必要とすると定める。この要件は、managing director (*directeur salarié*) など他の役割には適用されない

2023 年法制定前に設立された ASBL は、2025 年 9 月 23 日まで、新法に沿って定款を変更するための経過措置期間が設けられている。しかし、これらのガバナンスの簡素化が直ちに適用されることで、統一された手続が実現し、行政手続の負担が軽減することが期待される。

2. 財務ガバナンスの強化

ルクセンブルクが非営利団体に関する法的枠組みの近代化を進める中、2024 年 10 月 10 日に提出された法案第 8447 号に関する議論が進められている。この法案は、寄付を集めたり公的資金を受け取ったりする団体の財務ガバナンスと社会的信頼の強化を目指すものである。

この法案が採択されれば、2023 年法が改正され、以下の施策が導入される。

- 大口取引に対する承認メカニズムの厳格化：10,000 ユーロを超える取引については事前承認が必要となり、100,000 ユーロを超える取引については追加の管理が必要となる。さらに、国家との資金調達契約は、ルクセンブルクの貿易・企業登録簿で公表することが必要となる
- 透明性要件の強化：重要な決定は、説明責任と監視を確実にするため、対面又は文書化された遠隔会議を通じて承認されなければならない

草案はまだ国会の審査中であるが、これらの変更は、財務上の不始末のリスクを軽減することにより、非営利セクターに対する信頼を強化することを目的としている。

3. 今後の対応

ルクセンブルクにおいて、非営利団体及び財団は、法案第 8420 号から制定された新法に準拠するよう、ガバナンス及び運営手順を見直すべきである。さらに、公的資金を集めたり、寄付を受ける団体は、法案第 8447 号から生じる可能性のある変更に対応する必要がある。具体的には、以下の対策が求められる。

- 法案第 8420 号から制定された新法を遵守するための定款の見直しと更新

- 法案第 8447 号を踏まえた財務ガバナンス及びコンプライアンス準備

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルグ

2025 年税法改正案の概要

概要

ルクセンブルグにおける 2025 年度の税制改正の内容が公表された。改正項目は多岐にわたるが、本稿では、法人税関係の重要な改正に絞って、要点のみ紹介する。

法人税率の引き下げ

2025 年より、法人税率が 17% から 16% に引き下げられる。これにより、ルクセンブルグは EU 内で最も競争力のある法人税率を有する国の 1 つとなる。この法人税率の引き下げによって、最高合計税率（法人税、市町村事業税、雇用基金への拠出を含む）が 24.94%（2024 年ルクセンブルグ市）ではなく、23.87%（2025 年ルクセンブルグ市）となる。

Minimum net wealth tax（MNWT）の簡素化

MNWT の計算が簡素化され、納税者の貸借対照表の合計のみを参照して計算されることになる（納税者が保有する金融資産の割合は考慮されない）。その結果、MNWT は以下ようになる：

貸借対照表合計が 35 万ユーロ以下の場合、535 ユーロ

貸借対照表合計が 35 万ユーロ超 200 万ユーロ以下の場合、1,605 ユーロ

貸借対照表合計が 200 万ユーロを超える場合は 4,815 ユーロ

資本参加免税制度の改正（オプトアウト・オプションの導入）

配当、清算収益、キャピタルゲインに関するルクセンブルグの参加者免税制度の特典を放棄することが認められる。また、適格保有株式から収入を得る場合、又は適格保有株式の処分により利益を得る場合には、配当所得に対する 50% の免税も放棄することができるようになる。

このオプションは、取得価格基準（すなわち、配当金及び清算収益については 120 万ユーロ、キャピタルゲインについては 600 万ユーロ）によりルクセンブルグの参加者免税制度が適用される場合にのみ利用可能であり、つまり、10% の保有閾値基準の適用のみによりルクセンブルグの参加者免税制度の恩恵を受けていた場合には、このオプトアウトの可能性を行使することはできない。権利放棄は、各課税年度及び各保有株式に行使しなければならない。そうでない場合は、ルクセンブルグの参加者免税制度、及び配当金に対する 50% の免税制度が自動的に適用される（すべての条件が満たされることを条件とする）。

Interest limitation rules の改正

2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より、財務会計上連結グループに属さず、かつ、単独企業（stand-alone entity）とみなされない納税者は、「単独企業グループ（single-entity group）」として、その総資産に対する自己資本の比率が、単独企業グループの同等の比率以上であることを証明できる場合に限り、申出に応じて、純借入費用の全額を控除することが認められる。

EU

EU 強制労働規則が採択され、EU 官報に掲載される

EU 強制労働規則（以下、「規則」）が、2024 年 11 月 19 日に EU 理事会により承認され、2024 年 12 月 12 日に EU 官報に掲載された。規則は、EU 加盟国のうち、25 か国が賛成の票を投じ、2 か国が棄権の票を投じた結果、承認され、2024 年 11 月 27 日の日付で、欧州議会議長と EU 理事会議長によって署名された。同規則は[こちら](#)を参照。

規則の下では、強制労働を用いて製造されたすべての製品（その部品を含む）は、EU 域内の市場に置かれることや入手可能とすることが禁止され、また EU からの輸出も禁止される。これは、業種、原産地、国内製造か輸入かに関係なく全製品に適用され、また、製品の製造、収穫、抽出、製品に関連する作業や加工を含む、製品のサプライチェーンの各段階に適用される。禁止措置は、欧州委員会と EU 加盟国が主導するリスクベースの調査によって執行される。

規則は 2024 年 12 月 13 日に発効し、36 か月後に適用されるため、企業は 2027 年 12 月 14 日時点での適用に備える必要がある。企業は、自社の事業やバリューチェーンにおける強制労働リスクに対処するため、強固で効果的なコンプライアンス・プロセスの導入に着手することが推奨される。

また、欧州委員会は、企業のコンプライアンスへの取組を支援するためのガイドラインを公表する予定である。このガイドライン（デューデリジェンス・ガイドライン、リスク指標、効果的な方法、罰則を含む）は、遅くとも 2026 年 6 月 14 日に公開される予定である。

5. ESG / Sustainability

EU

ドイツ連邦政府が国家循環経済戦略を採択

概要

2024 年 12 月 4 日、ドイツ連邦政府は、「Circularity Made in Germany（ドイツ製循環型経済）」と共に、総合的な循環型経済への道筋に関する目標と対策を束ねた包括的なドイツ国家循環経済戦略（以下、「NCES」）を採択した。NCES の実施には、すべての利害関係者が参加する循環経済プラットフォームの設立、NCES で策定された目標と対策を具体化するためのロードマップ 2030 の策定、モニタリングと評価システムの確立、及び資金調達に関する決議が含まれている。NCES は、企業が自社のビジネスモデルと生産プロセスをより持続可能なものにするための多くの機会を提供すると同時に、ESG 関連規制の枠組みを強化するものであり、企業は新たな規則を確実に遵守するための対応が必要となるが、新たな要件に適応し、公的資金制度を活用することで、企業は競争力を高めるだけでなく、環境保護と持続可能性に重要な貢献をすることが期待される。

NCES の目標

NCES は、①資源の年間消費量の削減、②循環経済の構築によるリサイクル原料の増産、③資源輸入の依存からの脱却、④廃棄物削減を目標とし、具体的には、2045 年までにドイツにおける一次原材料の消費を大幅に削減することを目標としている。そのために、NCES は以下の包括的な指標を掲げている。

- 二次原材料の使用量を増やし、2030 年までに原材料の総使用量に占める二次原材料の割合を倍増させるという EU の目標を達成する
- 戦略的原材料の需要の少なくとも 25% をリサイクルで賄うことを目標に、原材料供給の安定を促進する
- 2030 年までに一人当たりの自治体廃棄物量を、2020 年比で 10%削減し、2040 年までに 20%削減する

優先対策分野

NCES は、製品の設計、材料の選択、リサイクル材の使用から、生産、使用寿命、修理可能性、リサイクルに至るまで、製品のライフサイクル全体をカバーする広範な対策パッケージで構成されている。生産と消費におけるクローズドな物質循環を促進するため、NCES は、優先的な対策分野として、「デジタル化」「循環型生産」「車両とバッテリー」「モビリティ」「情報通信技術と電子機器」「再生可能エネルギー設備」「衣料品と繊維」「建設及び建築物」「金属」「プラスチック」「公共調達」の 11 分野を挙げた。これらの分野は、原材料の消費量が多く、廃棄物の発生や大量のフローがあるため、循環型経済構築への可能性が特に高いと考えられる分野である。

- デジタル循環経済：デジタル・プロダクト・パスポート（以下、「DPP」）の導入とデータ・エコシステムの開発は、透明性を創出し、材料と商品の流れのシステム全体の分析を可能にする
- 廃棄物管理、リサイクル、循環型生産：廃棄物分別の最適化と新しいリサイクル技術の開発を推進する。廃棄物分別のデジタル化、リサイクル品の品質に関するデジタル証拠と証明書の開発を強化する
- 自動車、バッテリー、電気・電子機器：再利用を改善し、包括的なリサイクル戦略を確立するため、自動車、バッテリー、電気・電子機器の循環型設計のためのプラットフォームが確立する
- 建設産業：新築前に既存の建物を保存し、解体可能な建物を作ることを推進する。そのために、建築物のデジタル資源パスポートを導入し、建設廃棄物の分別収集を最適化する
- 金属とプラスチック：原材料のフットプリントを削減し、再生材料の割合を増やし、リサイクルを促進する。これら実現のために、船舶解体施設の開発のための枠組み条件を整備し、プラスチックのリサイクル技術分野の研究を支援する
- 公共調達：NCES は、特に公共部門による循環型調達の重要性を強調している。公共部門による循環型調達を強化するために、循環型調達の指標を開発し、調達プロセスのデジタル化を進める

企業にとっての機会と課題

企業は、循環型経済の恩恵を享受するために、自社のビジネスモデルとオペレーションを見直し、適応させる必要がある。具体的には、デジタル・ソリューションを批判的に分析し、現代の持続可能性要件を満たす資源効率の高い循環型製品の開発に貢献できるかどうかを評価し、EU規制の要件を満たし、データ処理の新たな可能性から利益を得るために、DPPの実施に備え、長期的に競争力を維持し、イノベーションを統合するために、リサイクル工程を評価し、必要に応じて最適化することが求められる。

さらに、グローバルなマテリアルフローとリサイクル機会の拡大を通じて、その機会を最大限に活用するために、国際的なプレーヤーとのパートナーシップを検討することが重要となる。

このような背景から、企業は以下のような対策を検討すべきと考える。

- 省資源・循環型製品を開発するためのデジタル・ソリューションへの投資
- 廃棄物管理プロセスの見直しと革新的なリサイクルソリューションの導入
- 生産工程をより循環型にするための支援プログラムの利用
- リサイクル性と耐久性を高めるための製品設計の適合
- 修理可能で再利用可能な製品の設計
- リサイクル工程の最適化と新技術への投資
- グローバルなマテリアルフローとリサイクルの機会から利益を得るために、国際的なプレーヤーとパートナーシップを結ぶこと

企業は、持続可能な価値創造と循環型経済への転換を成功させるため、早い段階から持続可能なアプローチと戦略的パートナーシップを確立することが求められている。

[最初のページに戻る](#)